

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ黒石市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ黒石市観光・接伴基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の利便性に配慮するとともに、青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

競技会場（スポカルイン黒石）に設置する。

3 設置期間

原則として、競技開始日から競技終了日までとする。

4 開設時間

原則として、開会行事又は競技開始の1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、市実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり20㎡以内とする。ただし、市実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 設備備品

次に掲げるものについては、市実行委員会が準備し、その他必要な設備等（テント、発電機、給排水設備等）は出店者が準備する。なお、市実行委員会に許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて所轄消防署に届け出るとともに、出店区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

（1）長机6台以内

（2）椅子4脚以内

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 国スポ記念グッズ

公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもので、保健所の営業許可を受けているもの。

(5) 宅配便

(6) その他、市実行委員会が特に必要と認めたもの。

8 出店者条件

売店の出店者は、次の各号のうち該当する全ての条件を満たす者とする。

(1) 原則として、市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。

ただし、次に該当するものについては、この限りではない。

ア 第75回国民体育大会以降の国民体育大会、国民スポーツ大会又は競技別リハースル大会に出店実績がある者

イ 競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者

ウ その他市実行委員会が認めた者

(2) 競技期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。

(3) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

(4) 法令等の違反により、申請時点において過去1年間に営業停止等の処分を受けていないこと。

(5) 飲食物を販売する出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒等の事故歴がないこと。

(6) 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。

(7) 申請時点において、市税（黒石市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

9 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) 売店責任者及び従事者の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し）
- (6) 黒石市税の納税（完納）証明書（写し可）
- (7) 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（写し可）

10 経費負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、市実行委員会が別に定める出店料を負担する。出店者は、市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けなければならない。市実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第6号）により通知する。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等（以下「障害者施設等」という。）

イ 国又は地方公共団体

ウ ア及びイに掲げる者のほか、市実行委員会が特に認める者

- (4) 既に納付された出店料は還付しない。ただし、特別な理由があると市実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

11 出店者の選定

市実行委員会は、第8に規定する申請があったときは、この要項に基づき、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮した上で、出店者として選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して選定する。ただし、これによりがたい場合は抽選により選定する。

- (1) 黒石市内の事業者等
- (2) 売店の販売品目に係る業種別競技会、連合会、協同組合等の団体
- (3) 障害者施設等
- (4) その他、市実行委員会が適当と認める者

12 売店許可決定通知書及び出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第7号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第8号）を交付する。

13 保健所への届出

飲食店営業許可を必要とする出店者は、売店許可決定通知書を受領後、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、市実行委員会の指示に従い、売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

15 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。

- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売（試飲を含む。）及び無償での提供を行うこと。ただし、飲食の無償提供を行わず、郷土特産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物品等を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) その他国スポの運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

16 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 飲食物を販売する売店にあっては、出店区画内にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が別途交付する駐車許可証を掲示し、販売品等の搬入搬出及び陳列は、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、原則として搬入車両は1店舗につき1台とする。
- (7) 市実行委員会が別途交付するADカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心がけること。
- (9) 調理等に必要な電気、ガス及び水については、各自で準備すること。
- (10) 飲食物を販売する場合は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために売店の撤去等を指示した場合には、その指示に従うこと。
- (12) その他関係法令等を遵守し、施設管理者および市実行委員会の指示に従うこと。

17 管理運営

売店における販売品等の管理は、出店者が責任を負い、火災や盗難その他不可抗力による災害に対しては、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

18 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したとき、売店責任者は初期対応にあたりとともに、直ちに実施本部に報告し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告し、その指示に従うものとする。

19 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他市実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

20 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を市実行委員会に請求することはできない。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに販売品等を搬出し、原状回復をしなければならない。出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営及び募集に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。